

# 直方市資源化等による廃棄物の減量に関する規則

(平成 20 年 1 月 30 日直方市規則第 1 号)

改正 平成 20 年 7 月 1 日直方市規則第 37 号  
平成 21 年 8 月 3 日規則第 25 号  
平成 22 年 3 月 29 日規則第 17 号  
平成 23 年 3 月 22 日規則第 12 号  
--年--月--日規則第--号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)
- 第 2 章 集団回収(第 4 条－第 14 条)
- 第 3 章 資源リサイクル(第 15 条－第 18 条)
- 第 4 章 拠点回収(第 19 条・第 20 条)
- 第 5 章 生ごみ処理容器等購入費補助金(第 21 条－第 29 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 法律第 137 号。以下「法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容リ法」という。）及び直方市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年直方市条例第 27 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、一般廃棄物の総合的な減量を行うことを目的として、有価物の再商品化及び処理容器を用いた生ごみの堆肥化等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集団回収 公民館、自治会、子供会、PTA、老人クラブ等本市に住所を有するもので構成される団体（以下「回収団体」という。）が、自主的に行うリサイクル活動で、回収団体自らが集積場所を設置し、地域の住民が資源を持込み、資源回収業者等が回収する事業をいう。

(2) 資源リサイクル 各種団体、隣組等の小規模なグループ（以下「回収グループ」という。）が自主的に行うリサイクル活動で市長が認めた集積場所に回収グループの構成員が資源を持ち込み、市長が回収する事業をいう。

(3) 拠点回収 市民が、市長の指定した集積場所に直接資源を持ち込むリサイクル活動をいう。

(4) 容器包装 容り法第2条第1項に規定する容器及び包装をいう。

(回収品目)

第3条 前条第1号から第3号までに定める事業ごとに資源として回収する有価物の品目は次のとおりとする。

(1) 集団回収 新聞紙、広告類、雑誌類、ダンボール、古布、鋼製容器包装（以下「スチール缶」という。）、アルミニウム製容器包装（以下「アルミ缶」という。）

(2) 資源リサイクル スチール缶、アルミ缶、ガラス製容器包装（無色ビン、茶色ビン、その他ビンをいう。以下「ビン」という。）、主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装（以下「ペットボトル」という。）、主としてポリエチレンテレフタレート製以外のプラスチック製容器包装（以下「その他プラ」という。）、台所用小金属

(3) 拠点回収 スチール缶、アルミ缶、ビン、ペットボトル、その他プラ、台所用小金属、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙製容器包装、紙製容器包装以外の雑古紙、蛍光管、廃食用油、乾電池、小型電子機器

## 第2章 集団回収

(回収団体の登録)

第4条 集団回収を行う回収団体で、リサイクル準備金（以下「準備金」という。）又はリサイクル活動団体奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとするものは、リサイクル活動団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、登録の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定する登録の申請があったときは、登録申請書の内容を審査し、適当と認めたときはリサイクル活動団体登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

(登録団体の異動及び変更)

第5条 リサイクル活動団体登録簿に登録された回収団体（以下「登録団体」という。）は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに登録団体異動届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 団体名を変更したとき。
- (2) 代表者が異動したとき。
- (3) 回収場所を変更したとき。
- (4) 奨励金を振り込む口座を変更したとき。

（リサイクル準備金）

第6条 登録団体が、集団回収を開始するに当たり、集積場所に回収設備を設置しようとするときは、リサイクル準備金申込書（様式第4号の1から4まで。）により市長に準備金の交付を申請することができる。

（準備金の額）

第7条 市長は、登録団体から前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは別表に定める額の準備金を交付する。

（集積場所の決定及び利用）

第8条 集団回収の集積場所の決定に当たっては、当該土地の所有者の承諾を得たものでなければならない。

2 登録団体は、集積場所を毎日、地域の住民の利用に供するよう努めなければならない。

3 登録団体は、集団回収を原則として毎月1回以上行うものとする。

（集団回収の集積場所の利用者）

第9条 登録団体により集団回収の集積場所が設置された地域の全ての住民は、当該集積場所に資源の持込みができるものとする。

（リサイクル活動団体奨励金）

第10条 市長は、登録団体が実施する集団回収の推進及び継続を図ることを目的として奨励金を交付するものとする。

（奨励金の額）

第11条 奨励金の額は、登録団体が第3条第1項に定める資源を資源回収業者に引き渡した量に対し、1キログラム当たり5円とする。

（奨励金の交付申請）

第12条 奨励金の交付を受けようとする登録団体はリサイクル活動団体奨励金交付申請書（様式第5号の1及び2。以下「交付申請書」という。）にリサイ

クル活動の実績を証する書類（登録団体が回収した資源を資源回収業者に引き渡したことを証する書類）を添付して、原則として四半期ごとに市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは登録団体に奨励金を交付する。

（登録の抹消）

第14条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該団体の登録を抹消し、奨励金の返還を求める事ができるものとする。

（1）交付申請書に虚偽の記述をして奨励金の交付を受けたとき。

（2）その他市長が登録団体として適当でないとして認めたとき。

### 第3章 資源リサイクル

（回収グループの登録）

第15条 第2条第2号に定める資源リサイクルを開始しようとする回収グループは、資源集積所を設置する場所の登録を資源物集積所設置登録申請書（様式第6号の1及び2。以下「設置申請書」という。）により市長に対して申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、設置申請書を審査し、適当と認めたときは回収箱を申請場所に設置するものとする。

（資源リサイクル申請場所の決定及び利用）

第16条 前条に定める集積場所については、国、県及び市の道路又は土地に隣接するものであり、原則として個人の土地には決定しないものとする。

2 集積場所に設置された回収箱は、みだりに持ち出す事のないように努め、かつ、清潔に利用するものとし、指定された資源以外の有価物を入れてはならない。

（資源リサイクル回収箱の規格）

第17条 資源リサイクルを実施するために設置する回収箱の規格は、別に定める。

（資源リサイクルの回収義務）

第18条 市長は、回収グループが回収した資源を回収・運搬し、容り法に定める再商品事業者等に円滑に引渡しを行う義務を負うものとする。

### 第4章 拠点回収

(拠点回収の日時及び場所)

第 19 条 第 2 条第 3 項に定める拠点回収は、毎週日曜日の午前 9 時から午後 4 時まで並びに毎週月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日においては午前 9 時から 11 時 30 分及び午後 1 時 30 分から 4 時まで直方市知古 21-1、直方市環境業務課敷地内で行うものとする。ただし、日時については、市長が特に必要と認めるときは、変更することができるものとする。

(拠点回収の搬入指導等)

第 20 条 拠点回収に搬入する有価物の適正な分別及び品質の指導を行うため、指導員をおくことができる。

- 2 指導員は、搬入物の分別及び品質において不適切であると判断するときは指導を行い、搬入を中止させることができる。
- 3 搬入を行う市民は、指導員の指導に従い、適正な搬入を行わなくてはならない。

## 第 5 章 生ごみ処理容器等購入費補助金

(生ごみ処理容器等購入費補助金)

第 21 条 市長は、一般世帯から排出される生ごみの減量を図ることを目的として、生ごみ処理容器及び電動・手動式生ごみ処理機（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、設置する市民に対して生ごみ処理容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助の対象)

第 22 条 補助金は、次の各号の要件を満たす者に対し、交付するものとする。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 生ごみ処理容器を市の窓口を通じて購入した者又は市内の販売店で電動・手動式生ごみ処理機（ただし、生ごみを堆肥化し、設置工事が必要のないものに限る。）を購入した者であること。
- (3) 肥料化された生ごみを自家処理できること。
- (4) 近隣の住民に迷惑を及ぼさない場所に生ごみ処理容器等を設置した者で、悪臭、害虫等の発生防止その他の適正管理ができるもの

(補助金の額)

第 23 条 補助金の額は、予算の範囲内とし、次に掲げる額とする。

- (1) 生ごみ処理容器 1 基 2,700 円

(2) 電動・手動式生ごみ処理機 購入額（工事費等除く。）の2分の1の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額。また、1基あたり20,000円を上限とする。）

（補助金の交付申請）

第24条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書（様式第7号）に市長が必要と認める関係書類を添付し、市長に対して申請を行うものとする。

2 申請者は、次に掲げる生ごみ処理容器等について当該各号に掲げる個数までに限って、前項の申請をすることができるものとする。

(1) 生ごみ処理容器 1世帯当たり2個

(2) 電動・手動式生ごみ処理機 1世帯当たり1個

3 電動・手動式生ごみ処理機に係る第1項の規定による申請は、購入日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第25条 市長は、前条の規定する交付申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第8号）により通知する。

（補助金の返還）

第26条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により申請をしたとき。

(2) 容器の購入及び設置が、この規則の目的に反するとき。

（補助金申請の制限）

第27条 前項各号に基づく補助金の交付を受けた者は、次に掲げる生ごみ処理容器等について当該各号に掲げる日の翌日から起算して5年を経過しなければ、新たに当該補助金の申請をすることができない。

(1) 生ごみ処理容器 2個目の生ごみ処理容器に係る補助金の交付の日

(2) 電動・手動式生ごみ処理機 電動式・手動式生ごみ処理機に係る補助金の交付の日

（管理及び立入検査等）

第28条 申請者は、設置された生ごみ処理容器等について、騒音防止、悪臭防止、害虫抑制その他の使用に係る適正な管理を行わなければならない。

2 市長は、適正な使用及び管理に行われていないと認めるときは、立入検査及び指導を行うことができるものとする。

(委任)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 1 日直方市規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 8 月 3 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日規則第 17 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日規則第 12 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(---年---月---日規則第---号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

登録団体の世帯数	金額
225 未満	5 万円
225 以上 375 未満	10 万円
375 以上 525 未満	15 万円
525 以上 675 未満	20 万円
以降 150 世帯ごとに 5 万円を加算	

様式第 1 号(第 4 条関係)

リサイクル活動団体登録申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

リサイクル活動団体登録簿

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

登録団体異動届

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

リサイクル準備金申入書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

リサイクル活動団体奨励金交付申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 15 条関係)

資源物集積所設置登録申請書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 24 条関係)

生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 25 条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]